

こ放第 1252 号  
令和 2 年 3 月 9 日

放課後児童クラブ  
放課後児童健全育成事業所 運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

学校一斉臨時休業の延長に伴う今後の対応について（通知）  
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その 9＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、本市の小学校等の一斉臨時休業及び学校による「緊急受入れ」は、3月13日（金）まで実施することをお伝えしていましたが、今般、その期間を延長することとなりましたので、学校と放課後キッズクラブ及びはまっ子ふれあいスクールの対応をお知らせします。

引き続き、学校の対応に伴い、留守家庭児童の居場所の確保にご協力くださいますようお願いいたします。

また、事業者向けの FAQ を更新しましたので、ご確認くださいませようお願いします。

## 1 学校の対応

「緊急受入れ」時間や卒業式、修了式等の 詳細なスケジュール等は、各学校にお問い合わせください。学校の対応を踏まえて、児童の受け入れ時間をご検討ください。

(1) 一斉臨時休業期間：3月14日（土）～3月24日（火）まで延長。

(2) 緊急受入れ実施期間：3月16日（月）～3月25日（水）まで延長

卒業式及び春休み期間（3/26～4/5）は「緊急受入れ」を実施しません。

(3) 修了式等：原則3月25日（水）に実施。

感染リスク対策の観点から24日（火）、25日（水）の両日にわたり実施することがあります（学校により異なる）。

## 2 3月16日以降の放課後キッズクラブ及びはまっ子ふれあいスクールの対応について

(1) 対象児童：区分2の登録児童（はまっ子は留守家庭児童）のみ

(2) 受入時間

ア 3月25日まで：緊急受入れ時間終了後から19時まで（はまっ子は18時まで）

イ 春休み期間：8時30分から19時まで（はまっ子は、9時～18時まで）

卒業式は、原則8時30分から開所（はまっ子は9時から開所）

<添付資料>

- 別添1 小学校、中学校及び高等学校等における一斉臨時休業の延長と修了式等について（通知）（令和2年3月9日 教小企 4585号）
- 別添2 一斉臨時休業の延長に伴う小中学校、義務教育学校における緊急受入れ期間の延長について（令和2年3月9日 教小企 4586号）
- 別添3 事業者向けFAQ（放課後児童クラブ・放課後児童健全育成事業）

こども青少年局放課後児童育成課  
担当：中澤、秦 TEL：671-4446

No.	質問	回答	通知日
1	【放課後児童クラブ事業のみ】朝から開所したことに伴う追加経費に対する補助内容はどうか。また、申請はどのように行うのか	国から、追加で国庫補助を行うことが示され、現在、本市においても、クラブに追加補助を行う方向で検討していますが、補助の内容等の詳細が決まり次第お伝えします。	3月2日
2	緊急受け入れの終了時間は学校から連絡はあるのか	放課後児童クラブ側から学校に問い合わせてください。なお、本日（3/2）中に学校から保護者に連絡があると聞いています。	3月2日
3	利用している放課後児童クラブが午前中から開所する場合には、低学年で学校の「緊急受け入れ」の対象であっても、学校に行かず、午前中からクラブを利用しても差し支えないのか。	差し支えありません。	3月2日
4	事前に利用児童が少ないことがわかっている場合の人員配置基準は、土曜日に準じて当日の児童数に応じた配置として良いか。	学校の一斉臨時休業期間中の人員配置として、「土曜日等に開所する場合の取扱い」と同様、当日に受け入れる利用児童数に合わせた支援の単位数で運営して差し支えないこととします。ただし、学校の「緊急受け入れ」終了後に、参加児童数が増加した場合は、児童数に応じた職員配置をしていただきますようお願いいたします。＜平成31年度放課後児童クラブ事業マニュアル～運営・活動編P31参照＞ 学校の一斉臨時休業期間中は、開所時間を通じて、利用している児童の数に応じた支援の単位数で運営できることとします。	3月2日 3月9日
5	【放課後児童クラブ事業のみ】運営委員会（総会）を開催を延期または中止としたため、令和2年度の補助金交付申請額の意味決定ができず、申請期限に間に合わない場合はどうすればよいか。	令和2年4月に補助金を交付するためには、すでに提示している期限を守っていただく必要がありますので、書面開催などの手法を検討してください。また、書面開催とする際には、運営主体として意思決定した過程の記録を残してください。（会議資料、運営委員の意見を記載した議事録作成等）	3月2日
6	感染予防の観点からの広さの基準は示されるのか。	現時点で国から具体的な基準などは示されていませんが、手を伸ばすと届く距離で、会話を続けるなどの濃厚接触は避けるなど、感染症予防を徹底していただくようお願いいたします。 学校施設等で児童を預かる場合、教室等においては、座席間を離し、1m以上離して交互に着席するなど、できる限り子どもの距離を離すよう配慮するとともに、不要な接触は避けるよう考え方が示されました。 この考え方を参考に、できる限り子どもの距離を離し感染症予防に努めてくださいますようお願いいたします。	3月2日 3月3日

No.	質問	回答	通知日
7	子どもが体調不良でも体温が37.5度以上なければ、クラブを利用できるのか。	子どもの体温を問わず、体調不良(発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等)の場合、利用を控えていただくよう保護者に伝えてください。	3月2日
8	職員のマスク着用は必須か。手に入らない場合はどうすればよいのか。	原則マスク着用をお願いします。入手できない場合などでも、感染症予防対策として、咳エチケットに努めるとともに、職員の手洗い、うがい等の徹底を行った上で、児童の受入を行ってください。	3月2日
9	公園に行くなど、屋外活動を行っても良いのか	児童同士の距離を確保し、接触の回避をできる限り行うなど、活動内容を工夫した上で、屋外活動を行ってください。	3月3日
10	おやつ提供時に気をつけることはあるか	食事前の手洗いを徹底すると共に、必要に応じてアルコール等による消毒を行ってください。また、食事の際もできるかぎり周囲との距離を離すと共に不用意な接触は避けるようお願いします。	3月3日
11	衛生管理で気をつけることはあるか	教室やトイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行ってください	3月3日
12	クラブの職員又は利用児童が新型コロナウイルスに感染した場合、クラブは閉所するのですが。以前に発出された「コロナウイルス感染症その4」は一部有効なのか。	クラブの利用児童及び職員が、新型コロナウイルスに感染したことが判明した場合は、当面の間、原則としてクラブを閉所します。	3月9日
13	春休み終了後の学校の対応は、いつごろ示されるのか。	現時点では未定です。	3月9日